

2017年2月8日 第196号

憲法共同センターNEWS

戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
文京区湯島2-4-4全労連会館4階 全労連内 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

「共謀罪」創設は許しません！

声明・談話・アピールなど次々に上がる

金田法務大臣の『質疑対じ』は許さない！ 法務大臣は辞任を！

国会の予算委員会の審議の中で、「共謀罪」法案の危険性が次々と明らかになっています。審議の中で何度も答弁不能になっている法務大臣が、あろうことか、予算委員会での質疑を封ずるような文書を作成し、配布していたことが明らかになりました。『テロ等準備罪』に関わる質疑について「は、法案の国会提出後に法務委員会で行うべきだ」などとしています。国政全般にわたる審議を総合的に行う予算委員会での質疑に対して、重要法案の担当大臣が制限をかけようとするなど、三権分立、議会制民主主義の原理に照らしてもあるまじき暴挙です。「憲法違反の「共謀罪」創設法案を、憲法を踏みにじる形で押し通そうとするなど、許されません。

いま、「共謀罪」創設法案については、国会の予算委員会審議を通じて、その問題点が、やっと国民の中に伝わり始めたところです。法案の危険な内容を急速に国民に知らせ、「モノを言う自由を奪い、暗黒社会に道をひらく、『戦争する国』づくりと一体の共謀罪』は許さない！」の声を大きく広げましょう。

憲法共同センターに参加する各団体から、『共謀罪』反対の声明・談話・アピールなどが次々と上がっています。これらを読み上げるだけでも、学習になり、宣伝行動にもなります。いくつかの団体の声明・談話を紹介しますので、ドンドン活用して、世論を高めましょう。

明日の『9の日』行動用チラシとスポットには、『共謀罪』の問題点も書かれています。全国各地の『9の日』行動で、『共謀罪』許すな！」の声を発信し、その声を全国すみずみに広げましょう。



『共謀罪』反対の声明・談話・アピールなど

◆いわゆる共謀罪法案の国会への提出に反対する会長声明

2016年(平成28年)8月31日
日本弁護士連合会
会長 中本 和洋

今般、政府は、2003年から2005年にかけて3回に渡り国会に提出し、当連合会や野党の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて取りまとめ、今臨時国会に提出することを検討している旨報じられている。

政府が新たに提出する予定とされる法案（以下「提出予定新法案」という。）は、国連越境組織犯罪防止条約（以下「条約」という。）締結のための国内法整備として立案されたものであるが、その中では、「組織犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」を新設し、その略称を「テロ等組織犯罪準備罪」とした。また、2003年の政府原案において、適用対象を単に「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」とし、また、その定義について、「目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」とした。さらに、犯罪の「遂行を2人以上で計画した者」を処罰することとし、その処罰に当たっては、計画をした誰かが、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付した。

しかし、「計画」とはやはり「犯罪の合意」にはかならず、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっていない。また、「組織的犯罪集団」を明確に定義することは困難であり、「準備行為」についても、例えばATMからの預金引き出しなど、予備罪・準備罪における予備・準備行為より前の段階の危険性の乏しい行為を幅広く含み得るものであり、その適用範囲が十分に限定されたと見ることはできない。さらに、共謀罪の対象犯罪については、2007年にまとめられた自由民主党の小委員会案では、対象犯罪を約140から約200にまで絞り込んでいたが、提出予定新法案では、政府原案と同様に600以上の犯罪を対象に「テロ等組織犯罪準備罪」を作ることとしている。

他方で、民主党が2006年に提案し、一度は与党も了解した修正案では、犯罪の予備行為を要件としただけでなく、対象犯罪の越境性（国境を越えて実行される性格）を要件としていたところ、提出予定新法案は、越境性を要件としていない。条約上、越境性を要件とすることができるかどうかは当連合会と政府の間に意見の相違があるが、条約はそもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたものであり、共謀罪の対象犯罪を限定するためにも、越境性の要件を除外したものは認められるべきではない。

当連合会は、いわゆる第三次与党修正案について、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、共謀罪導入の根拠とされている、条約の締結のために、この導入は不可欠とは言えず、新たな立法を要するものではないことを明らかにした（2006年9月14日付け「共謀罪新設に関する意見書」）。また、条約は、経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策とは本来無関係である。

そして、以上に見たとおり、提出予定新法案は、組織的犯罪集団の性格を定義し、準備行為を処罰の要件としたことによっても、処罰範囲は十分に限定されたものになっておらず、その他の問題点も是正されていない。

よって、当連合会は、提出予定新法案の国会への提出に反対する。

以上

【特別決議】

治安維持法犠牲者等の闘いと抵抗の歴史を語り、『共謀罪』粉碎の先頭にたって奮闘しよう

2017年2月2日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央常任理事会

安倍政権は今国会で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのテロ対策を口実に「テロ等組織犯罪準備罪」と名付けた「共謀罪」法案を成立させようとしています。狙いは、憲法9条を守り、戦争に反対する国民の運動を刑事弾圧によって抑え込む、かつて侵略戦争に反対し抵抗した人々に苛烈な弾圧をおこなった治安維持法の現代版というべき悪法です。

「共謀罪」は400を超える罪を遂行する目的の組織集団において、共謀と資金、物品取得その他の準備行為をした者を処罰するとしています。それは、「国体の変革と私有財産制度の否認を目的とした組織の目的遂行の協議や目的遂行の爲にする行為」を処罰対象とした治安維持法そのものです。

「爲にする行為」による弾圧は、治安維持法下のジャーナリズムにも否定的影響を与えていました。報道が厳しい検閲下にあっただけではなく、新聞紙法、出版法による規制のほかに、表現された内容が「国体の変革や私有財産制度否認の目的遂行の爲にする行為」の嫌疑を受ける危険にさらされました。横浜事件の細

川嘉六の『改造』の論文「世界史の動向と日本」をめぐる筆者、雑誌編集者に対する弾圧事件はその一例です。

特定秘密保護法が施行され、情報統制が進行している現在、メディアよる政府の情報にアクセスしようとする行為が、共謀や準備行為として、弾圧の口実とされる危険もあります。

「共謀罪」では、被疑者とされた者の内心の意思の自白が「証拠の王者」となって、自白させるための強制と誘導がいつそう激しくなるでしょう。かつて治安維持法違反で検挙された人々に対する拷問による虐殺、陵辱、重傷、不衛生な留置場や拘置所における長期の拘禁による獄死、重病などは多くの犠牲者の証言によっても明らかです。このような陰惨な権力犯罪史を再び繰り返してはなりません。

「共謀罪」は「テロ等組織犯罪準備行為罪」ですから、治安対策法であり、警察権力の中枢を支配する警備公安警察と公安検察が取り締まりの主人公になるでしょう。これは、特高警察と思想検事の本格的再現です。その上、日陰にいたスパイ機関の公安調査庁も乗り出してくるでしょう。警察権力は、既に、生活安全課、生活安全局などの部門を設けて、特高警察が行っていた市民生活への介入活動をしてきています。「組織犯罪集団」への内偵が当然視されて、スパイ活動や市民に対する警察への通報要求が強化され、権力による監視社会になる危険がさらに強まるでしょう。

治安維持法時代には、スパイが暗躍しました。刑事訴訟法に「司法取引」が導入されて、被疑者AがBと共謀したと虚偽の自白をして「司法取引」で刑を減免され、被疑者となったBは否認してもAという共犯者の自白で有罪とされることが、「共謀罪」をめぐる頻出する危険もあります。

「共謀罪」は、安倍政権の「戦争をする国づくり」のための治安体制の強化を目的とした治安維持法体制を復活させようとする悪法です。私たち同盟は、「再び、戦争と暗黒政治を許さない」ために、苛烈な弾圧に対して生命を賭して侵略戦争に反対し、平和と民主主義のために闘い抵抗した治安維持法犠牲者の歴史を語り、「共謀罪」の本質を広く国民に知らせて、この悪法粉碎の闘いの先頭に立って、市民とともに行動する決意であります。以上

【談話】

「共謀罪」創設に反対し、法案提出中止を求める

2017年2月7日
全国労働組合総連合
事務局次長 橋口紀塩

安倍政権は、「共謀罪」を創設する法案の国会成立にむけた動きをつよめている。「共謀罪」は、思想・良心・言論の自由を侵す危険な法案であることから、過去3度にわたって国民の大きな反対の声により廃案にされてきた。その「共謀罪」を、名前を変えて、今国会成立を強行しようとする安倍政権の企みに対して、全労連は強く抗議する。「共謀罪」創設に反対し、法案の国会提出中止を強く求める。

「共謀罪」は、犯罪を実行していないのに、話し合い、合意しただけで犯罪とするものである。「犯罪の実行行為を処罰し、思想や内心の意思を処罰しない」という近代刑法の基本原則を根底から破壊するものであり、さらに、自由に考え討議する民主主義の土台を揺るがすものである。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と変え、テロ対策を装っている。「『国際組織犯罪防止条約』の批准のために必要だ」と言うが、この条約は、国際マフィアを取り締まる条約であり、テロ対策とは関係ない。そして、日本はテロ防止に関する国際条約13本すべてをすでに締結し、国内法も整備している。現行法で摘発は可能であり、「テロ対策」との強弁には何ら根拠がない。

しかも、「共謀罪」が適用される犯罪の対象の多くは、「テロ」とは関係のないものである。対象犯罪を減らすことが議論されているが、対象を限定しても、その危険性に変わりはない。

また、「『組織的犯罪集団』を処罰するものであり、一般人は対象外だ」と言うが、「組織的犯罪集団」の判断は捜査機関にゆだねられており、労働組合や市民運動も捜査対象にされかねない。

さらに、捜査のために会話や電話、メールまで監視される危険性がある。すでに強行された秘密保護法、盗聴の拡大や司法取引の導入に加えて「共謀罪」を創設すれば、モノ言えぬ監視・密告社会を生み出す危険が高まる。「戦争する国」づくりと一体の「共謀罪」の創設は断じて許されない。

戦前、「労働運動は拘束されない」と説明して、治安維持法が制定された。しかし、実際は、労働運動、宗教者、リベラリスト、学生サークルと、弾圧の対象は際限なく広げられ、その結果、「戦争反対」を口にする事、心の中で「戦争はイヤだ」と思うことさえ弾圧され、日本は戦争へとまっしぐらに突き進んだ。この痛苦の歴史を再び繰り返してはならない。

「共謀罪」の創設は、労働組合や市民団体の運動を委縮させること、国民が声を上げることを封殺することに、その狙いがある。労働運動や市民運動を根底から破壊する違憲立法「共謀罪」の創設を許してはならない。すべての職場・地域で学習・宣伝行動にとりくみ、急速に世論を高め、共同を広げ、「現代の治安維持法」とも言える「共謀罪」創設を葬り去るために、全労連は奮闘する決意である。

以上

◆「共謀罪」法案の国会提出に断固反対する！

2017年1月31日
映画演劇労働組合連合会

安倍政権は本年1月20日に開会した第193回通常国会において、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」を新設するための法案を上程しようとしている。

被害がないのに犯罪について話し合い、合意した事を処罰する「共謀罪」法案は、過去3度国会に提出されたが「目くばせでも共謀が成立する」との国会答弁などからもその危険性が明らかとなり、すべて国民の大きな反対によって廃案となった法案である。

私たち映演労連は重大な人権侵害を引き起こす危険性を孕んだ「共謀罪」法案の国会提出に断固反対する。

まず「共謀罪」法案は、日本国憲法が保障する思想・信条・内心の自由を侵犯する法案である。近代刑法では、被害が生じた場合にその犯罪行為を処罰することが原則であり、通常の捜査は事件が起きて誰が犯人かを捜査するが、「共謀罪」は事件の前の合意を処罰するため、その内心（思想・信条）に踏み込んで捜査することになる。加えて、今回予定の法案は、話し合い・合意だけでなく、準備行為を加え処罰条件を限定していると言われている。しかし、準備行為には限定がなく、準備行為に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わらない。その上「共謀罪」の成立は捜査機関の恣意的判断に委ねられている。

次に「共謀罪」法案はテロ対策とは無関係に広く市民・団体の監視を押し進める法案である。政府は、国連「国際組織犯罪防止条約」批准のための国内立法措置として、テロ対策のために「共謀罪」の新設が不可欠であるとし、安倍首相は「条約が締結できなければ東京オリンピック・パラリンピックを開けないといっても過言ではない」などと強弁しているが、条約は経済的利益を目的とする組織犯罪集団を対象とするものでテロ対策の条約ではなく、日本は国連のテロ防止関連条約のすべて締結し、国内法も整備されており、「共謀罪」をテロ対策とするのはこじつけ以外の何物でもない。また、600を超すといわれる対象犯罪がいかに絞り込まれようとも、対象となる「組織的犯罪集団」に市民団体や労働組合が恣意的に加えられる可能性は否定できない。

さらに「共謀罪」法案は、警察の日常的監視、密告社会を招来する法案である。「共謀罪」が新設されれば、日常的に会話を盗聴する捜査が行われるおそれがある。戦前・戦中の治安維持法下の隣組のような市民同士の相互監視・密告社会を生み出す危険がある。おとりの捜査員を団体に潜入させ、共謀罪を成立させて、団体を潰すことに利用されかねない。

私たち映演労連は日本国憲法の保障する基本的人権の侵害につながる「共謀罪」法案の国会提出に断固反対する。

以上

《アピール》

共謀罪の国会提出阻止へ、取り組みを急速につよめましょう

2017年1月30日
平和・民主・革新の日本をめざす全国の会（全国革新懇）代表世話人会

安倍政権は、共謀罪の今国会成立を公言しています。共謀罪は、これまで3回にわたって国会に提出されたものの、言論・思想の自由を圧殺するとのきびしい批判をうけて廃案になったものです。全国革新懇は、こんな悪法をまたも持ち出そうとする暴挙に強く抗議するとともに、国民のみなさんに、国会提出を断念させ、成立を阻止する取り組みを急速に強めることをこころから訴えます。

政府は、名前を「テロ等準備罪」と変え、「要件」を限定するなどして、あたかも問題点を解消したかのように宣伝しています。しかし、法案の名前などを変えても、「結果」に刑罰を科すという近代刑事法の大原則に真っ向から反し、実際の犯罪行為がなく相談・計画しただけでも犯罪として処罰するという本質はいささかも変わりません。また政府は「組織的な犯罪集団」を処罰するためといいますが、捜査当局の判断で一

般市民も対象にされます。内心を取り締まりの対象とし、憲法で保障された思想・良心の自由をじゅうりんする「現代版治安維持法」というべきものです。

また政府は、東京オリンピックでのテロ対策まで持ち出し、「国際組織犯罪防止条約」が共謀罪を設けることを求めているかのように強調していますが、共謀罪など必要とされていません。そもそも同条約はマフィアなどの経済国際犯罪への対処を目的にしたものであり、実際、同条約締結を受けて新法（共謀罪）を整備した国は187カ国中2か国しかありません。テロ対策というなら必要な国内法も整備されており、共謀罪を持ち出す理屈づけにはなりません。

この悪法は、特定秘密保護法、戦争法などと同根の流れの動きであり、権力に都合のいい監視社会とする、まさに「戦争する国」づくりと一体のものです。悪法を阻止するためには、国会提出をさせないことが大切です。沖縄・辺野古新基地を許さないたたかい、南スーダンからの自衛隊の撤退をはじめ、さまざまの課題に取り組みながら、急いで共謀罪の危険性についての認識を多くの国民にひろげ、国会に提出するな、成立を許すな、の声を急速に高めましょう。そのため全国各地で、多くの人びとと手をつなぎ、「市民と野党の共闘」の経験と力も生かし、無数の学習会、宣伝・署名行動、要請行動をすすめましょう。

以上

◆「テロ対策」に名を借りた、内心の自由を奪う「共謀罪」を許さない

2017年1月22日
日本民主主義文学会常任幹事会

安倍政権は、二十日に召集された通常国会に提出を予定する組織犯罪処罰法等改正案によって、「共謀罪」の新設に強い意欲を見せている。

政府は、すでに国会承認を経て久しい国際組織犯罪防止条約の締結のための国内法整備を理由としているが、国際組織犯罪防止条約第三条によれば、同条約の目的は麻薬取引など「性質上国際的」であり、かつ「組織的な犯罪集団が関与する」越境的な組織犯罪の防止である。ところが、報道などによるかぎり、この法案では広く「団体」所属員を主体とする「共謀」行為を独立に処罰対象と定めており、政府が理由とする国際組織犯罪防止条約本来の規制範囲を逸脱し、さまざまな一般市民運動に参加する人々に対して広範な刑罰規制を可能とする懸念が拭い去れない。しかも、「共謀」行為すなわち人と人との間の犯罪遂行の合意の認定においても、その「合意」があったのか否か、またその「合意」内容が特定犯罪を目的とするものかどうかを判断するためには、必然的に個人のプライバシーに立ち入らざるをえず、個人の内心の自由に対し重大な脅威となる危険も否定できないのである。

今回政府は、とくに「テロ対策」や「五輪開催」を挙げて法改正の必要性を強調しているが、国際組織犯罪防止条約の目的は前述のとおり越境的な組織犯罪の防止であって、テロ対策とは直接関係がない。テロ対策については、日弁連も指摘するように、現行法によっても十分対応が可能である。

しかも、わが国の刑法は「既遂」処罰を原則とし、「未遂」や「予備」は限定的に個別に処罰する建前を長年とってきたところ、「共謀罪」を新設すれば、「予備」よりも段階的に前の行為を独立に広く処罰することとなり、法の仕組みを根本から変えるものとなる。これは、組織犯罪防止条約第三十一条第二項が、締約国に「自国の国内法上の基本原則に従い」立法その他の措置を執るよう求めている態度にも反すると言わざるをえない。

このようなさまざまな重大な懸念を払拭できないからこそ、国民の強い反対の声で「共謀罪」法案はこれまで三度にわたり廃案になってきた。

政府は、このような国民の懸念に対して「一般の方々が対象となることはない」というが、改正法の処罰対象となる共謀行為の主体が属する「団体」には、市民運動団体や労働組合、会社組織が含まれうることを政府も公式には否定しておらず、恣意的に運用される危険は少なくない。また政府は、国民の強い懸念を考慮して、当初対象として予定された六百以上の「重大な犯罪」の数を減らす意向であるともいわれるが、数を減らしたところで、恣意的な運用の危険性が変わるものではない。

私たち日本民主主義文学会は、絶対主義的天皇制下の治安維持法によって、小林多喜二らの文学者が命を奪われ、獄につながれた過去の歴史を想起せざるをえない。「共謀罪」の新設は、安全保障法制、特定秘密保護法、盗聴法とも結びついて、いっさいの政権批判を認めない、戦争のための国家づくりにつながるものである。

私たちは、内心の自由、言論・表現の自由を何よりも大事にする文学団体として、「共謀罪」制定策動に断固反対の意思を表明する。

以上

◆共謀罪法案の提出に反対する刑事法研究者の声明

2017年2月1日

刑事法研究者 137人（呼びかけ人 7人／賛同者 130人）

政府は、これまでに何度も廃案となっている共謀罪を、「テロ等準備罪」の呼び名のもとに新設する法案を国会に提出する予定であると報道されています。しかし、この立法は以下に述べるように、犯罪対策にとって不要であるばかりでなく、市民生活の重大な制約をもたらします。

1. テロ対策立法はすでに完結しています。

テロ対策の国際的枠組みとして、「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」を始めとする5つの国連条約、および、その他8つの国際条約が採択されています。日本は2001年9月11日の同時多発テロ後に採択された条約への対応も含め、早期に国内立法を行って、これらをすべて締結しています。

2. 国連国際組織犯罪防止条約の締結に、このような立法は不要です。（略）

3. 極めて広い範囲にわたって捜査権限が濫用されるおそれがあります。（略）

4. 日本は組織犯罪も含めた犯罪情勢を改善してきており、治安の悪い国のまねをする必要はありません。

5. 武力行使をせずに、交渉によって平和的に物事を解決していく姿勢を示すことが、有効なテロ対策です。

（略）こうした多くの問題にかんがみ、私たちは、「テロ等準備罪」処罰を名目とする今般の法案の提出に反対します。

以上

◆「共謀罪」創設を私たちは拒否し、国会提出に断固反対します

2017年2月3日

婦人民主クラブ

会長 櫻井幸子

政府は今国会で「テロ等準備罪」を追加する組織的犯罪処罰法の改正案を提出しようとしています。これは、「共謀罪」が国民の強い反対に押されて三度も廃案になったことをふまえ、「共謀罪」ではないというために、「共謀」を「二人以上の計画」と言い換え、「内心」を処罰するのは、犯罪の実行を処罰する現行刑法の原則に反するとの批判をかわすため、計画実行のための「準備行為」を処罰するとしています。ところが、この準備行為の例示は“資金や物を用意したり、その他の準備”とされ、私たちの日常やっていることすべてが、「準備行為」に認定されかねません。

「準備行為」の処罰は犯罪の計画を前提にしており、準備行為に加わらなかった人でも計画に参加した人はすべて処罰されるしくみです。つまり「計画を練ること」即ち「共謀」を罰するものであり、これが「共謀罪」そのものであることは明らかです。犯罪の主体は「組織的犯罪集団の団体」としており、一般人には自分とは関係ないと思わせますが、その集団の定義は「死刑から4年以上の懲役又は禁固の刑となる犯罪を実行する団体」と恐ろしいほど広範かつあいまいで、捜査当局の判断で私たちのような市民団体や労働組合など、どんな団体でも「組織的犯罪集団」とされかねません。昨年発覚した大分県警による労組事務所の盗撮は、その危険がすでに現実になっていることを示しています。

「共謀」があったのかどうかは、犯罪を実行してはじめてわかります。あいまいな「準備行為」ではわかりません。実行以前に「共謀」の有無を立証できるのは自首又は自白や盗聴等です。そこで自首を促すためにこの法は大幅な減刑を真実らしく見せるために取調べの一部可視化により自白部分の提出を、他人をおとしめるために司法取引を、捜査対象を制約なしでできる盗聴等々法的な整備はすでにしっかりと出来上がっています。政府・捜査当局が目をつけた団体を弾圧しようとするとき、たやすくフレームアップできる仕組みがすでにつくられていることを私たちは忘れてはいません。

政府は国際組織犯罪防止条約を批准するために、この「共謀罪」を創設しなければならないと言います。しかし、この条約はマフィアや暴力団などの経済的利益を得るための犯罪が国境を越えて行なわれることを防止するためのもので、テロ防止のためのものではありません。条約批准国の中で共謀罪を設けているのは2か国だけです。これとは別にテロ行為防止のための国際条約はたくさんあります。この内、日本は発効している全ての条約に加入しています。政府の言分は成り立ちません。

しかも、日本では銃刀法等武器の所持が禁じられており、さらに殺人・内乱・凶器準備集合など重大な犯罪には57もの予備罪が設けられ事前に処罰できる仕組みもあります。「テロ予防」は口実にすぎません。

この共謀罪は政府にとって都合の悪い集団、政府の政策を批判し、その推進を妨もうとする集団を捜査の

対象とし、その内心・思想信条を処罰することができるもので、当初、対象は共産党だけと言いながら実は、自由主義も反戦・厭戦の感情までも弾圧して非道な侵略戦争の遂行を支えた、かつての治安維持法の再来を思わせます。この法の制定時にも政府は対象者が広がることはないと言いました。それを問われ、安倍首相は「あれは帝国憲法のもとでのこと、いま思想信条の自由を定めた日本国憲法の下で、そうなることはあり得ない」と言いました。憲法九条を踏みじって集団的自衛権行使を認め、海外で戦争できる仕組みを作った人が、人権を保障する憲法があるから大丈夫といっても誰が信用するでしょうか。

私たち婦人民主クラブは、1946年の創立以来、この71年間女性の地位向上、平和と民主主義を求めて活動してきました。いま、自衛隊の南スーダン派遣が日本の戦争突入の始まりになることを憂い、自衛隊の南スーダンからの即時撤退、安保法制の廃止を求めてひたすら活動をしています。この声は今、国民の間に大きく広がっています。それを封殺できる「共謀罪」創設を私たちは拒否します。この法案の国会提出に断固反対いたします。

以上

【当面の行動日程】

2月の「19日」行動 全国各地でとりくみましょう！

- 名称：格差・貧困にノー!! みんなが尊重される社会を！
- 日時：2月19日（日）集会 13:00～14:30／終了後、銀座パレード
12:30 開場～13:10～プレイベント オオタスセリ（芸人9条の会）
メインスピーカー 本田 由紀さん
- 場所：東京・日比谷野外音楽堂
- 主催／戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

沖縄・全国統一署名「全国一斉行動週間」

3月31日の署名第二次集約へむけて追い上げをはかります

- 期間：2月18日（土）～26日（日）
- 場所：全国各地の主要駅や繁華街などでの宣伝・署名行動を呼びかけます。
- 主催／戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会ほか

3月の「9日」行動 全国各地でとりくみましょう！

<東京都内>

- 日時：3月9日（木）12:00～13:00
- 場所：JR「新宿駅」西口
- 主催：憲法共同センター、東京憲法共同センター

3月の「19日」行動 全国各地でとりくみましょう！

- 名称：安倍政権の暴走止めよう！3・19国会議員会館前行動（仮称）
- 日時：3月19日（日）13:30～14:30（予定）
- 場所：憲法共同センターは国会図書館前に集合（予定）
- 主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

憲法施行70年キャンペーン月間 全国各地でとりくみましょう！

- ◆期間：2017年4月1日～5月31日
- ◆名称：「憲法施行70年 憲法を守り・いかそうキャンペーン」（仮称）

5・3憲法集会 全国各地で共同を広げ、過去最高規模でとりくみましょう！

<東京都内>

- 日時：5月3日（水・祝）憲法記念日
11:00～イベント広場開場／12:00 ライブスピーチ／13:00 スピーチなど／終了後パレード
- 場所：有明防災公園（東京臨海広域防災公園）
りんかい線「国際展示場駅」徒歩4分／ゆりかもめ「有明駅」徒歩2分
- 主催：5・3憲法集会実行委員会

以上